

平成 19 年

第 6 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成19年 8 月10日 (金) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第6回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 8月10日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	8

宮古島市告示第45号

平成19年第6回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成19年8月3日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成19年8月10日（金）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議案件
  - （1）平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）
  - （2）伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について
  - （3）専決処分の報告について（沖縄県市町村総合事務組合理約の変更について）

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第57号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	市 長	平成19年 8月10日	平成19年 8月10日	原案可決
議案 第58号	伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について	"	"	"	否 決
報告 第10号	専決処分の報告について(沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更について)	"	"	"	/

開会日に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉	手	納	学	君		
下	地		智	”	新	城	啓	世	”		
仲	間	明	典	”	上	地	博	通	”		
池	間	健	榮	”	平	良		隆	”		
新	里		聰	”	龜	濱	玲	子	”		
佐	久	本	洋	介	上	里		樹	”		
砂	川	明	寛	”	與	那	霸	夕	ズ	子	”
棚	原	芳	樹	”	豊	見	山	恵	栄	”	
前	川	尚	誼	”	富	永	元	順	”		
與	那	嶺	誓	雄	富	浜		浩	”		
山	里	雅	彦	”	下	地	秀	一	”		
池	間		豊	”	下	地		明	”		
宮	城	英	文	”	池	間	雅	昭	”		
眞	榮	城	彦	”							

平成 19 年

# 第 6 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成19年 8 月10日 (金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成19年第6回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成19年8月10日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
" 第 2 会期を定めることについて  
" 第 3 議案第57号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第2号） （市長提出）  
" 第 4 議案第58号 伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について （ " ）  
" 第 5 報告第10号 専決処分の報告について（沖縄県市町村総合事務組合理約の変更について）  
（ " ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第6回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成19年8月10日（金）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	備 考
8月10日	金	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日



平成19年第6回宮古島市議会臨時会会議録

平成19年8月10日

(開会=午前10時11分)

◎出席議員(27名)

(閉会=午後4時52分)

議長(1番)	友利恵一君	議員(14番)	眞榮城徳彦君
副議長(22〃)	下地智〃	〃(15〃)	嘉手納学〃
議員(2〃)	仲間明典〃	〃(16〃)	新城啓世〃
〃(3〃)	池間健榮〃	〃(17〃)	上地博通〃
〃(4〃)	新里聰〃	〃(18〃)	平良隆〃
〃(6〃)	佐久本洋介〃	〃(19〃)	亀濱玲子〃
〃(7〃)	砂川明寛〃	〃(20〃)	上里樹〃
〃(8〃)	棚原芳樹〃	〃(21〃)	與那覇夕ズ子〃
〃(9〃)	前川尚誼〃	〃(23〃)	豊見山恵栄〃
〃(10〃)	與那嶺誓雄〃	〃(24〃)	富永元順〃
〃(11〃)	山里雅彦〃	〃(25〃)	富浜浩〃
〃(12〃)	池間豊〃	〃(26〃)	下地秀一〃
〃(13〃)	宮城英文〃	〃(27〃)	下地明〃
		〃(28〃)	池間雅昭〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	下地支所長	平良哲則君
副市長	下地学〃	上野支所長	砂川正吉〃
会計管理者	譜久村基嗣〃	消防長	伊舎堂勇〃
総務部長	宮川耕次〃	水道局次長	砂川定之〃
企画政策部長	久貝智子〃	教育長	久貝勝盛〃
福祉保健部長	上地廣敏〃	生涯学習部長	二木哲〃
経済部長	宮國泰男〃	総務課長	伊良部平師〃
建設部長	平良富男〃	財政課長	石原智男〃
伊良部総合支所長	垣花恵〃	企画調整課長	下地信男〃
平良支所長	狩俣照雄〃	情報政策課長	喜屋武重三〃
城辺支所長	饒平名建次〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	下地嘉春君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	砂川芳徳〃		

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成19年第6回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時11分）

本日の出席議員は27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る6月28日、台湾基隆市において、宮古島市と基隆市の姉妹都市締結調印式が催され、出席いたしました。

次に、7月19日、香川県高松市において、平成19年度全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会総会が開催され、出席いたしました。

次に、8月3日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第6回臨時会の招集告示通知がありました。

次に、8月4日、5日の両日、世田谷区の馬事公苑において、第30回世田谷ふるさと区民まつりが催され、参加いたしました。

次に、8月6日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第6回臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

次に、8月7日午前10時からの議案事前説明会の終了後議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日8月10日の1日とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において佐久本洋介君と豊見山恵栄君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日8月10日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日8月10日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第57号から日程第5、報告第10号までの3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成19年第6回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案1件、報告1件の合計3件であります。

最初に、議案第57号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、6億1,732万3,000円の補正増であります。その主なものについて歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金は3億79万2,000円の補正増で、IT新事業創出体制強化事業補助金であります。

21款雑入は2億4,513万1,000円の補正増で、下里公設市場にかかわる物件補償費であります。

22款市債は7,140万円の補正増で、コールセンター建設にかかわる合併特例債であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款総務費は3億7,971万3,000円の補正増で、IT新事業創出体制強化事業によるコールセンター建設費及び城辺庁舎改築事業費の増であります。

7款商工費は1,500万円の補正増で、仮設市場建設事業費の増であります。

8款土木費は900万円の補正減で、都市計画マスタープラン策定委託事業にかかわる減であります。

14款予備費は、147万9,000円の補正増であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の追加、地方債の追加を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ342億6,226万1,000円と定めてあります。

以上で平成19年度宮古島市一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第58号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について。

宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。

報告第10号、専決処分の報告について（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）。

沖縄県後期高齢者医療広域連合が沖縄県市町村総合事務組合に加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくご説明いたします。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

なお、これまでの慣習、議会運営委員会における協議、全体会議の確認事項として質疑の場合は15分以内ということになっておりますので、そのようにご理解の上、議事進行にご協力をお願いいたします。

#### ◎下地 智君

補正予算について質問をいたしたいと思っております。

（「質疑」の声あり）

◎下地 智君

質疑ですね。今回補正で3億7,000万余の城辺庁舎におけるコールセンターの建設費が計上されておりますが、まず1点目にその事業の内容ですね、これをお聞かせ願いたいと思います。

そして、予算面ですね、国庫支出金が3億79万2,000円、そして合併特例債が7,140万円計上されておりますが、この工事にかかわるですね、自己財源の持ち出し、これが幾らになるのか、詳しい説明を求めたいと思います。この中には、電子計算事務費とかこれにかかわる工事が、細々としたのもありますので、これはどれだけの財源が、一般財源が必要なのか、お答え願いたいと思います。

それと、この完成後ですね、参入企業の行政側としての条件提示、いかにこの施設を利用して地元メリットがあるのか、そこら辺の詰めをどういうふう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。それとあわせてどれだけの雇用が見込まれるのかですね。

また、こういう企業にはやはり人材育成というのが非常に大事ななという思いがあるんですが、そこら辺はどういうふうにお考えになっているのかですね、そこら辺を説明していただきたいと思います。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業の内容ということですが、この中身といたしましてはその2階の改造ですね、建築工事とっておりますけど、この部分に1億3,690万5,000円程度。それと、そこにパソコン用の機械、ネットワーク機器とっておりますが、これに1億6,442万8,000円。設計監理費といたしまして5,675万3,000円。それから、最後に消費税としてですね、1,790万4,000円程度を見込んでいるということでございます。

それから、完成後どのような企業が入居するののかということですが、これについてはこの予算が認められ次第公募をかけたいと思っております。私どもの条件といたしますか、これとしては、まず1つ目に市民の雇用機会を創出する企業、また市の経済に波及効果が期待できる企業、さらにはIT関係の人材育成に寄与できるような企業を望んでおります。

◎財政課長（石原智男君）

コールセンターの一般財源は幾らかということですが、442万3,000円です。電子計算事務費に35万6,000円ありますが、これは2階部分のコールセンター利用による財務会計システムがありますので、それを移動するための費用で35万6,000円計上してあります。したがって、合計して467万9,000円が電子計算費の一般財源であります。電子計算費の中の一般財源がマイナス1,022万1,000円になっておりますのは、市町村合併支援交付金が、県の補助金ですが、1,500万あります。そこに1,500万入ってきまして、一般財源を押し出す形になっております。その1,500万のうち、先程申しました467万9,000円を使用しますので、マイナスの1,022万1,000円が予算書の一般財源の中に計上されております。

◎下地 智君

先程一般財源の説明を聞きましたけども、私が言いたいのはですね、合併特例債がありますよね、7,140万。これは、交付措置としてこの債務から返還がありますよね。そこら辺も抱き合わせて一般財源がどれぐらい支出するののかというのを聞いたつもりなんですが、そこら辺も含めて今1,000万余の余剰金が出ているわけですが、それも合わせてですね、どれぐらいの一般財源の持ち出しかということを知りたいんですが、再度説明願います。

◎財政課長（石原智男君）

コールセンターの事業費が予算書の10ページにあります、3億7,661万5,000円です。そのうちの補助対象事業費が3億7,599万円です。そのうちの起債充当額は……すみません。そのうちから国庫補助金3億79万2,000円の残り、これは7,519万8,000円ございますが、その95%が起債対象となります、合併特例債の充当率が95%です。それを、95%を割り出しますと7,140万円となっております。そのうちの一般財源は、それを差し引いて442万3,000円となります。将来的にその7,140万円の借り入れをした場合に、今から借り入れするんですが、利率等が今現在は約2.5%をちょっと超える部分にありますけれども、元利償還、発生した年間の元利償還の70%が普通交付税に算入されるということです。

◎議長（友利恵一君）

ほかに。

（「雇用どのぐらい……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

雇用。雇用効果。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

雇用の規模ということでございますが、私どもとしてはこのコールセンターの席をですね、100席ほどはつくりたいと思っております。したがって、単純に計算しますと、これ2交代として200名。さらに、週休とか年休とかが出ますので、この部分を加えると最大で約400名程度までは雇用できるんじゃないのかなと考えております。

◎砂川明寛君

それでは、私からも質疑をしたいと思います。

議案58号についてでありますけれども、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約についてです。それについてですね、まずこの事業計画でありますけれども、現在新ごみ処理施設を建設しようとしている中でですね、今新たにこの施設をつくると。同じような施設をつくると。これはですね、私はどうも、あと何年かで橋もかかりますし、その橋がかかったときには無駄にならないかなという考えをしております。確かに解体して、解体するだけではお金を出すだけになると。交付金を受けるためには、新しく施設をつくれば交付金がもらえるということで説明を受けましたけれども、やっぱり新しい施設をつくったらですね、やっぱりその維持管理というのは相当かかりますよね。ですから、その維持管理というのはどのような管理をしていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

次にですね、もう一点ですね。この請負契約が2社で、共同事業体でされておりますけれども、聞くところによりますとこの奥浜組、そして大幸建設、このお二方は親子関係であると聞いております。その中においてですね、指名委員会の中ではこの親子関係の会社はその1億9,000万余りの工事をですね、そのJVでとるとということについて指名委員会の中では問題視されなかったのかどうかね。社会通念上、やっぱり親子で、JVで、今の本当に宮古島市の業者の皆さんは非常に困っている中で、この公共工事がない中でですね、一括してその業者がとると、親子の業者がとるとというのは法的に問題ないのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

次にですね、もう一点。きのうこの工事契約について、私たちは差しかえをするという契約書をもらいました。私たちの説明の中では、8月の7日にこの議案説明会を受けているんですね。そして、その議案説明会を受けた中においてはですね、この契約保証金ですか、1,900万円ですね。これきのうの段階では8月8日付でわかっているべきなのに、これが8月7日の段階では免除なんですね。この辺についてなぜこういう計画の仕方をするのか、この辺についてもご説明を願いたいと思います。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

リサイクルセンター施設の運営についてお答えいたします。

まず、施設の運営費、年間の維持管理費、これはもう想定でしか言えませんが、まずこれまで別の地区でリサイクルセンター、これを運営している経費、これを参考までにお答えします。まず、賃金職員、これが3名ほどで、3名の5,500円、これが104日ほど、171万6,000円になっております。それと電気料金、これが15万円ほど。それから、油脂類、これが4万円。それと、こん包バンド等、これが20万円。合計で215万6,000円ほどになっております。

次に、工事請負費の差しかえ、これが契約保証金が免除、それから今度の差しかえで10%になっておりますけれども、まず契約保証金はですね、宮古島市の財務規則、これの143条におきまして、予算執行者等は契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならないということになっております。ただし、その契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、あるいは契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき、これは免除ということになっておりましたけれども、この宮古島市建設工事請負約款における契約の保証に関する事務処理要領、これは平成17年の10月1日付告示第189号でありますけれども、これの第2章で工事請負契約における契約の保証、第3条、契約事務担当職員は、工事請負契約の締結に当たり、契約の相手方（以下「落札者」という。）に対し、請負代金額の100分の10以上の金額を保証する次の各号のいずれかの契約保証を選択の上、保証を求めることとする。（1）、契約保証金の納付、これは現金。（2）、契約保証金にかわる担保となる有価証券等の提供、これは国債等。3番目に、銀行等または保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証証書ということになっておりますので、さきの財務規則、これはその契約を免除しますよというただし書きがありまして、それを、契約の時点でこれを適用してもいいんじゃないかということでありましたけれども、まず宮古島市建設工事請負契約約款、これが優先するんじゃないかということで、大変恐縮でありますけれども、差しかえをしている次第であります。よろしく願いいたします。

#### ◎建設部長（平良富男君）

指名の会社の件ですけど、2社とも入札参加登録業者でございます。建設業法で認められております。法人会社でありますので、まず法律上に人格が認められ、それから権利義務の資格が与えられております。今の指摘についてはですね、法的には触れていません。しかし、選定委員会のほうでですね、その件についてはこれからは議論して直していきたいと思います。

#### ◎砂川明寛君

再質問をしますが、確かに今支所長がおっしゃっている答弁はわかるんですけども、この日付がです、僕ら7日には既に議案説明を受けているんですよ。受けている段階の中で、きのう差しかえたこの

契約書の段階ではですね、8月2日にこの保証金をもらっているという契約書が出ていますよね、きのう差しかえたものには。だから、なぜ8月7日の僕らの議案説明の中では免除だったのかどうかね、この辺がおかしいと思っているんですよ。きのう急遽何かその差しかえを問題があるからやったのか。やってきのう急に出したのかどうかね、これについてですよ。

そして、指名委員会に問題視しましたよね。問題視しました、言いましたから。何で問題視したんだったらその同じ会社に、親子の会社にするようにするんですか。遠慮してもらえばいいんじゃないですか、そういうものは。社会通念上ね、同じ親子の会社に、確かに法律上問題ないと言っておりますけどもね、これは普通のあれでは私はいかがなもんかと思う。

#### ◎建設部長（平良富男君）

指名委員会では問題にはなっていません。今議員から指摘について、指名委員会で議論して誤解ないようにやっていきたいということです。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

8月の2日は、入札月日であります。それと、契約保証金の10%、これは明らかに解釈のミスということとあります。

#### ◎富永元順君

私も、先程砂川明寛議員の質疑と関連してですね、この議案第58号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約についてお伺いしたいと思います。

7日の議案説明にも申し上げましたけれども、このリサイクルセンター、現在宮古島市で進めております新ごみ処理施設、これにもリサイクルセンターをつくるというふうに言っておりますけれども、これまで議会のたびに当局は説明してきております。ですから、それとの整合性についても議案説明のときにもお聞きしました。4年後にはもう確実に伊良部架橋かかりますから、そういった施設今、先程伊良部支所長からもやっぱり賃金職員が3名ほど必要だし、その施設がね、どうしても維持管理に掛かりますよということとありますよね。それと、そういうことでやはり財政的に厳しい中で改めてまたこのリサイクルセンターをですね、また伊良部においてつくるということも当局はどういうふうな、新ごみ処理施設とのリサイクルセンター建設にあわせての整合性について、その説明をお願いをしたいと思います。

それと、去った7日の説明会では、何かストックヤードをつくるという最初は計画だったけども、これでは予算が、補助金対象にならないということで急遽そういうリサイクルセンターという名称でこの工場をつくるということとありますけども、現在旧上野村にもそういった今閉鎖されております処理施設がありますけど、焼却施設がありますけれども、その施設に関しても今後どういうふうに、宮古島市としてはその施設をそのままにしておくのか。現在このリサイクルセンターは、伊良部のリサイクルセンターは取り壊しますよね。そういった取り壊す費用に約1億余り、また新しいそのリサイクル施設ですか、それにまた1億余り、合計2億余りの予算がついておりますけれども、これについての面積がですね、何平米ですか。四百何平米かありますよね。これだけの施設でどういった機器を入れてですね、また説明会においてはプラスチック容器とかあいつた廃ビニールを処理するということとありますけども、具体的にですね、どういった機械を入れて運営していくのか、それについてお伺いしたいと思います。聞くところによりますと、こういったプラスチック容器を圧縮する機械というのは民間でも現在持っているところがある

と聞いているんですよ。そういったところがあるにもかかわらずそういったところとは、せっかく民間もそういった機械ありますから、そういったものを活用すればですね、何も新しい機械を導入してやる必要もないと思いますけれども、そういったことに関してちゃんと当局は調査をした上でこういったのをつくっていくのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

まず、宮古地区でもリサイクルセンターの建設を計画しておりますよと、なぜ伊良部地区で建設しなければいけないかということなんですけれども、まず平成14年度の国のダイオキシン類対策の強化、これによりまして伊良部地区の焼却炉は閉鎖されました。それによりましてその旧伊良部町のごみ焼却施設の焼却炉、それから排水処理設備、煙突、防じん装置、冷却設備等には、焼却灰とばいじん、これの汚染物が付着、残留しております。ダイオキシン類調査分析の結果、付着、残留している汚染物質のダイオキシン類濃度は基準値を上回る分析結果が出ております。それから、建物の断熱材としてアスベストが使用されており、閉鎖してから6年が放置されております。ごみ焼却施設は老朽化が相当進んでいることから、降雨時や台風時には雨漏りや浸水、強風によってその汚染物質が外部に飛散することによって地下水を汚染、それから環境破壊につながる可能性が極めて高いとのことであります。まず、宮古島市の島づくり基本施策でもある環境を大切に、美しい島づくり、それから地下水に配慮した資源循環型社会を構築していくことから伊良部の廃焼却施設を早急に解体、撤去して、汚染物の処理、処分を適切に行う必要があるということでもあります。また、経済活動が広範囲に拡大し、消費活動が活発化してきたことによって各家庭から排出されるごみは多種多様化し、量的にも増大してきていることからその適正処理が望まれておりますので、相応な対策を講じる必要が生じてきております。伊良部地区においても、ごみ焼却施設が閉鎖されてから、台風やしけ等悪天候のためにフェリーが欠航した場合は、収集したごみの一時保管場所が未整備であることから風や動物によって収集したごみが散乱され、悪臭が発生し、公衆衛生上や環境の美化からして好ましくない状況にあります。そのために循環型社会形成推進交付金、これによる閉鎖された焼却炉の解体、これに対する支援制度では、その交付要件として閉鎖焼却炉の解体、その跡地への廃棄物処理施設整備を一体として行う事業を交付対象としていることから、旧焼却施設の解体、撤去のみの事業では調査費等を含めた事業費を市の一般財源より負担しなければならないということでもあります。

次に、こういった機械を導入するのかわかるといいますけれども、まず宮古島市リサイクルセンターの場合は白色トレイ、それからペットボトル、缶類、瓶類、生ごみ、木、草類、食用油、これを処理対象品目として計画しておりますけれども、伊良部島の施設は白色トレイとペットボトル、これのみになっております。年間の排出される量としましては……白色トレイとペットボトルですね。これで年間約15トン、これを計画しております。

（議員の声あり）

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

機械の種類ですけれども、そのペットボトルと白色トレイ、これをプレスしてこん包する機械だけです。

◎富永元順君

じゃ、再質疑をしたいと思います。

以前に聞いたことなんですけれども、上野にも閉鎖されている焼却施設がありますけれども、それを解体



するにも相当な費用がかかるということで、これまでその施設もそのままにされているんですね。今支所長のお話からしますと、ダイオキシンとかアスベストとかいろんなそういったものを地下水防止にも、やるためにもどうしても解体をして処理しないとならないと。台風時にはそういったのが飛散してそういう汚染を招くおそれがあるということで早目に解体していくということでもありますけれども、上野もですね、これもこの工事をするとき、この工事の粉じんですか、これがもう確実に飛散しないような相当なそういう覆ってですね、飛散しないように、そういったものをするから相当な工事費がかかるというふうに聞いているんですよ。上野の焼却施設もこれまでそういう解体工事が、撤去工事ができないというのは、そういった莫大な費用がかかると。というのは、ダイオキシンとか、そういった大変なアスベストとか、そういう汚染物質をね、飛散させないために、それを前もってのそういう工事ですか、それに大変な費用がかかるというふうに聞いているんですよ。それが伊良部のこの焼却施設を解体するにこれだけでじゃ足りるんですか。そのときにどういった専門家を組んでですね、チームを組んでこれが飛散しないような処理をやって解体するのか、その解体方法今度皆さんどういうふうに、これ説明しないと大変なことになると思うんですよ。それをぜひ説明をお願いしたいと思います。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

まず、解体の方法ですけれども、ダイオキシン類とかアスベスト、これの飛散のおそれのある箇所、施設、これの解体には、まずレベル1からレベル4までの作業工程があります。それには防じん服等の設備が違ってきますけれども、まずその管理方法としましては、まず環境専門のコンサルが、管理センターがあります。その環境専門の現場管理委託、これに委託して、アスベストとそのダイオキシン類が工事のために飛散しないような幕、覆い、これを施した後に解体、撤去ということになります。まず、民間の普通の工事の施行方法では、施工、解体、撤去はできないですよ。環境専門の施工管理、現場管理委託をして初めてしか工事は実施できないということでもあります。

#### ◎富永元順君

ちゃんと専門家を呼んで解体工事を進めるというのであれば、これぜひちゃんとやってもらいたいんですけども、ですから最初に話しましたように、その伊良部の今の施設に関してはもうペットボトルと発泡スチロールだけを処理するための施設をつくると。そのためにあわせて解体工事をやるということでもありますよね。ですから、であるならばこの新ごみ処理施設センターとのこういった施設をつくってほかにも処理できるのであれば、島内に盛ってあるものに関しての処理はどうするのか。

それと、これは伊良部地区だけのもののペットボトルと発泡スチロールですか。それとも島内から出る年間15トン程度の予想しているこれを伊良部に持って行って処理するのか。これどういうふうにやるんですか。伊良部だけのこれは処理量なんですか、それとも。これ伊良部だけのものをつくるにはもう余にも経費がかかりますし、だから整合性聞いているのはそういうところなんですよね。新しいごみ処理施設との、リサイクルプラザ、リサイクルセンターとの建設もつくるということでもありますので、だからわざわざ同じような施設をね、つくるとか、問題じゃないのかという指摘が議員の中にもありますので、それについてのちゃんとした説明をお願いして、それとやっぱり毎年台風は起こりますので、上野の清掃施設、旧施設ですね、閉鎖している。これの解体、こういう計画もこれは計画に入れながらやっていかないと、一方だけやって、あれどうするんですか、上野の処理施設は。これについてのお答えもお願いしたい

と思います。

◎議長（友利恵一君）

上野は議題外ですので、今。議題について聞いてくださいね、質疑は。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

まず、伊良部だけから排出されたトレーとペットボトルだけですかということでもありますけれども、まず伊良部だけで排出される量が15トンほどということでもあります。まず、現在宮古島市はクリーンセンターで処理しておりますけれども、クリーンセンターでストックされた分、台風後とかに集まってそこでストックされない分、これも伊良部のリサイクルセンターが供用開始された時点では、こういう緊急な場合には伊良部に来てストックしますと。まず、そういう白色トレーとペットボトルを圧縮して保管する、そういう施設を兼ねておりますけれども、まずはストックヤードも兼ねておりますよということでもあります。宮古島市で処理できない分、そういう緊急な場合には、伊良部のリサイクルセンターがストックヤードとしての役割も果たして、そこで一時保管してそれから処理しますよということになります。

（「休憩お願いします。済みません。答弁漏れ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時00分）

再開いたします。

（再開＝午前11時00分）

◎上地博通君

議案58号についてお聞きしたいんですが、この工事請負の指名業者一覧表、それから入札結果表、それとですね、この請負契約をしている業者の両者とも役員リスト、これがあれば提出をしていただきたいと思います。それを見てからもう一度やります。

◎議長（友利恵一君）

これを今調べて再質疑しようというわけですか。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

それわからない、担当課じゃないと。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時01分）

再開いたします。

（再開＝午前11時28分）

議長が先程15分以内という発言をしたことに対して根拠がなかったということでございまして、私の発言を取り消します。心情を害したことに対しては、申しわけなく思っております。

◎上地博通君

今資料をいただいてこれを見ましたところですね、代表取締役は2つの会社とも同じ奥濱幸雄になっていますよね。我々の添付された契約書においてはこれは違うんですけども、この説明と。

もう一つは、例えば同じ役員が、同じ人間が2つの会社にかかわっていてもこの契約は法律上関係ないのか。これはだれが見ても同一人物だと、同じ会社だというふうにして、1つの会社ととらえてもいいような感じなんですけども、これはどういうふうな判断でやったのかですね。市長にお聞きしますけれども、市長はこの契約書並びに今の資料を見てこれが好ましいと考えているのかどうなのか、これが普通だと思っているのか。多分指名委員会には市長入っていないと思うんですけども、これ市長の見解をお聞きをしたい。

それからですね、もう一つは、この工期がですね、いつまでになっているのか。この工事の工期、いつから始まっていつまでの工期になっているのかというふうなこともあわせてお聞きをしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

奥浜組と大幸建設の社長は別々になっていると思いますけど。

（「なっていない」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

なっていますよ。

（「なっていない」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

4月1日にかわっていると思います。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

じゃ、資料を確認します。もう一つはですね、2つの業者とも建設業法第3条の1項によって許可を受けている業者ということで、独立しているということです。そこら辺じゃもう一度確認します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

2つのJVが親子関係であったということは法規上問題ないとしても、市民感情としてはやっぱり好ましくないと思っています。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

工事工期ですけれども、仮契約書の3番目、平成19年、月日が抜けております。至る平成20年3月14日となっております。7番、その他で、この契約は議会の議決を得て効力を有するということですから、工期は議会の議決を得た日から3月14日ということであります。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

奥浜組の資料、2ページあけてください。平成17年10月4日に修正されています。確認をお願いします。

（「休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時33分)

再開いたします。

(再開＝午前11時35分)

◎上地博通君

今ですね、どうも部長は私が考えるところ勘違いをしているんじゃないかと思うんですよ。これは最終的な現在登記書ですよ。この中において代表取締役は2人とも持っているわけですよ、奥浜組は。しかも、大幸建設は1人の代表者と。しかも、これが同じ人物なんです。なぜそういうものが同じように指名を受けるのか。これどう考えてもいけないと思うんですけども、この指名のJVをどういうふうな方法で組んだのか、これはだれが組ませたのかですね。要するに行政主導でJVを組んだのかどうか。

もう一つは、これは市長にもう一度確認をしますけれども、このように同じ会社で、要するに別の会社にしても同じ人物が2つの会社の代表を兼ねているような企業がですね、1億9,000万という工事を請け負いをして、しかも市民平等の原則からしてもこれはあってはならないことだと思うんです。この辺をどう考えているのか、この契約をそのまま継続できると思っているのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

済みません。ちょっと確認をしてきたいと思いますので、よろしいですか。奥浜組の社長の修正の意味ですね、この辺を確認したいと思います。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時38分)

再開いたします。

(再開＝午前11時47分)

◎建設部長（平良富男君）

株式会社奥浜組はですね、業者登録申請の社長は奥濱剛になっております。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

市長の心情先程言ったとおり。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時49分)

再開いたします。

(再開＝午前11時50分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程答弁いたしましたとおり、もし法規上問題なければこれは問題ないんですけども、市民感情とし

ては親子でJ Vをとるのは余り好ましくないかなと思っております。

◎議長（友利恵一君）

それでは、午前の会議はこの程度にとどめ、午後の会議……

（「議長、休憩を願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

それでは、午前の会議はこの程度にとどめ、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時51分）

再開いたします。

（再開＝午後2時03分）

午前に引き続き会議を続行いたします。

◎建設部長（平良富男君）

説明いたします。午前中に配付した登記簿の書類はですね、これは業者登録したときの書類の一部でございます。そして、法務局に確認したところ、代表取締役という形の登記はですね、2つ一緒に登記することができるそうです。そして、先程配付しました会社の印鑑登録ですね、これで会社の証明ができるということになっております。

（「休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時04分）

再開いたします。

（再開＝午後2時06分）

◎建設部長（平良富男君）

平成19年6月25日に奥濱幸雄さんは退任しております。

（「もう一回休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時06分）

再開いたします。

（再開＝午後2時28分）

まとまったあの4枚つづりの資料、これに基づいて建設部長から理解しやすいように説明をしていただきたいと思っております。

◎建設部長（平良富男君）

説明いたします。午前中に配付した登記簿についてはですね、業者登録の一つの、一部の資料という形で、これで説明できると思って提出してありますけど、これからすると代表取締役が2人いてその区別ができないということでもありますので、その区別をするために1つは印鑑登録でもってこの方がその会社の代表ですよということで配付しました。その後退任という部分がはっきりしないということで、今配付した履歴事項全部証明書というのにあります。3枚目の奥濱幸雄さんの平成19年6月25日退任という形で確認をしていただきたいと思います。

（「じゃ、休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時30分）

再開いたします。

（再開＝午後2時34分）

◎建設部長（平良富男君）

指名委員会はですね、1つは業者登録した資料に基づいてやっております。そして、今指摘されているようなこういう履歴についてはですね、チェックはしておりません。今言いますように、1つは県のほうでも指名を受けているものですから、当然登録されている確認の意味でやっているわけです。先程言っているように、この登記の部分のですね、解釈はちょっと勉強不足ですので、ちょっとコメントできませんけど、1つはこれまで県のところを見ても指名されているし、それから法人組織ですので、個人、親子関係という指摘も受けましたので、今後はそういうことがないように指名委員会のほうでも検討していきたいということでもあります。

（「印鑑」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

印鑑についてはですね、今契約担当のほうに、今県のほうに確認をとっています。1つは、会社印であれば契約できるという返事ももらっていますので、再度の意味で今その確認をとっております。

◎新城啓世君

臨時議会が意外な展開を見せておりますけども、まず最初にですね、この議案送付に当たって、7日に議案を送付をしまして、この翌日は差しかえがあるということでもありました。きのうまた差しかえというふうなもの、事務の不手際、これが恒常化しているというふうな宮古島市のあり方ですけども、これについての市長の見解がもし聞けたら聞かせていただきたいと思います。

次に、質問に入る前にですね、午前中出していただきました業者の一覧表、この指名業者一覧表ですね。このランクについて、資料として提出していただきたいと思います。合わせて二十数社ありますけども、このランクね、県のランクと宮古島市のランクを資料として提出していただきたいと思います。

それでは、質問いたしますが、先程の問題ですね、奥浜組さんと大幸建設さんの問題ですけども、午前中出していただきました資料ではこの奥濱さん、これは幸雄さんのほうですけども、両方の代表権を持っているわけですね。つまり午前中出していただいたこの資料に基づいて指名したとすれば、これは奥

濱幸雄さんを2件に指名したことになりますよね。これについて見解を求めます。これについてね、少なくとも皆様方がこの事業について指名委員会開いたのは当然これは7月以前ですから、この資料に基づいて指名委員会開いたはずなんです。なぜ代表権を持っている2つのね、これが指名をしたのか、チェックできなかったのか、わかっていながらそういった指名をしたのか、これについての指名委員長の見解を聞かせていただきたいと思います。

それと、先程の博通議員の質問にもちょっと触れておられましたけども、今いただきましたこの現在事項全部証明書、この中で何と8月の8日に登記はされているわけですよね。既に仮契約を済ませた段階で、済ませておきながら、8月2日以前には当然これは登記上は代表者は幸雄さんになっているわけですよね。その辺をどうとらえられるのか、この仮契約が有効として認められるのか、それについての見解も聞かせていただきたいと思います。とりあえずそれを聞いてから、後でまた再質問します。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

差しかえについては、総合支所長の誤解があったということで差しかえました。申しわけございませんでした。

◎副市長（下地 学君）

指名委員会で1つの会社に2人代表がおるかどうかがチェックしたかということなんですが、委員会では業者登録に基づいて指名はしているので、そこまで、2人いるか1人かという、そういうチェックはしておりません。

◎建設部長（平良富男君）

先程副市長からもありましたように、業者登録に基づいて、申請書に基づいて指名をしております。

それから、ランクの件ですけど、ランクはAランク、Bランク、C、Dありますけど、県の資料に基づいてランクは決定しております。県の場合はですね、職員の何か持ち点というのがあるらしくて、その工事をとったときに成績がよかったとか、それから技術者が何名いるかという、そういう総合評価があるそうです。それで、市の場合は最初に県が出した資料に基づいて数値を当てはめてランクは決定しております。

◎新城啓世君

建設部長の答弁につきましては以前にも聞かせてもらいましたけども、ただ出していただきました業者ね、これについてのランクについては資料でいただきたいと思います。参考にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、先程指名委員長チェックできなかったと述べましたけれども、チェックできなかったことがこういう結果になってくるわけですよね。そういった意味では、このようなあり方先程市長は好ましいことではないと明言をされました。それについて、副市長指名委員長としてどのようにお考えか。好ましくないと考えておられるのか、それともしようがないと考えているのか、それについてお答えいただきたいと思います。

それでは次に、ほかの件につきましてお聞かせいただきたいと思いますが、一般会計補正予算からIT新事業創出体制強化事業補助金として79万の歳入がございます。この事業の補助金のですね、性格についてご説明いただきたいと思います。

それから、同事業の歳出における委託料、5,959万1,000円の中身についての説明をお願いします。

それから、工事請負費、午前中ちょっと説明ありましたけれども、改修とかですね、パソコン設置とかいろいろありましたけれども、この3億1,619万7,000円についての工事請負費ですね、これについての説明をお願いします。

それから、公用財産である城辺庁舎を改修をしてコールセンターとして民間に貸し付けるわけですけども、財務規則上の問題点はないのかどうか、これについての説明をお願いします。

それから、改修、コールセンターとして貸し付ける、貸すわけですけども、貸し付けた後の庁舎、これ民間と官が使うわけですから、その庁舎の管理についてどういうふうになっていくのか。

それと、入る、入居予定の業者は内定しているのかどうか、見込み等についてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、当然これは雇用創出につながるということでの誘致になると思いますけれども、就職者は、職につく方々は地元出身に限定される予定なのか。

それと、もし事業が挫折してですね、撤退した場合、その後のこの庁舎の管理はどうなっていくのか、対処策はあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次にもう一つ、1点、下里公設市場物件補償費についてちょっと聞きますけれども、2億4,500万これ歳入がありますが、まずその中から仮設市場建設事業費として1,500万計上をしております。その事業の内容について、仮設市場ですから当然市場をつくるでしょうけども、この設置場所、それから入所条件、入所予定者、この仮設期間、設置期間ですね。それと、設置期間満了後はどう処理するのか、この仮設市場をですね。それについてのお答えをお願いします。

それから、つくられる予定であるこの仮設市場建設について、現在の市場のたな子の意見はどのように反映されているのかを聞かせてください。

それから、市民の台所として市民が営々とそこで営んできたこの公設市場の撤去補償として2億4,500万ももらっているわけですけども、1,500万だけ仮設に使って残りの2億3,000万を基金に回すとなっていますけれども、これはどのように取り扱われる予定なのか。今年度で工面しなくちゃいけない借金に補充されるのかも聞かせさせていただきたいと思います。

そして、もう一つ、新しい市場の建設計画があるのであれば、その時期と場所についてお聞かせいただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問します。

#### ◎副市長（下地 学君）

業者指名に当たっては、登録されている業者を対象としてですね、指名しているんですが、今回の場合には地元のAランクの業者を対象としてJVで指名をしました。これはA群に奥浜組、そしてB群に大幸建設というふうに指名されているんですが、たまたまJVを組んだのが、会社代表が親子関係というような関係があって、市民感情から考えると好ましくないことだと考えております。今後こういうことがないように指導していきたいと思います。

#### ◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ただいまの質問にお答えいたします。



まず、城辺庁舎をコールセンターとして利用することがどうかということですが、これについては最近合併や統合などによってあいた施設、これをほかの部署にも使わせると。この行政財産というものはこれまで使用許可でしたが、これからは使用許可じゃなくて対等の立場での貸し付けもできますよと、これが昨年の自治法の改正でできるようになっております。その規定を利用いたしまして、私たちもこのあいた施設を貸し付けによって利用させていただきたいと、そういうことであります。

それから、建築事業費のことでしたが、まず内容といたしましてはこの中身の改装ですね、建築工事。それと内装。コールセンターというのはやっぱり女性の方が多分多いだろうと思いますので、この女性用のトイレを増設するとかですね、こういった関係をやりたいと思っております。それから、セキュリティー関係の機器ですね、それから電気設備、LAN配線などの工事。特に電気設備については、万一の場合にですね、備えて、停電等に備えてですね、発電機を、今の容量ではちょっと小さいということが考えられますので、この部分を増設したいということも考えております。それから、システムの整備ですが、これは回線、IP-PBXと言っていますが、回線の機器ですね。それから、それを取り巻く機械、それからネットワークの機器などを予定しております。それから、設計監理のほうは、このセンターの設計監理業務ですので、それとネットワーク関係の設計と構築費などとなっております。

それから、貸し付けした際企業が撤退したらどうなのかということになるんですが、これについてはまた改めてですね、公募をかけて入居をされる企業を選定していきたいと考えております。

それから、業者は内定しているかということですが、これについては予算が認められ次第公募にかけたかと思っております。

それから、就職者は地元のみかということですが、多分地元の方が多くなると思いますが、これは入居される会社が決めることですのでね、一部本島内とか、あるいは本土から来る可能性もないとは言えません。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

質問相当多岐にわたっておりますんで、漏れがありましたらご指摘をお願いしたいというふうに思います。

まず、1,500万の仮設の内容でございますけども、プレハブで今11戸の予定をしております。それにあと1個は、トイレを設置するという内容になってございます。プレハブに入るのは、精肉、鮮魚の皆様方ということにしております。現在11戸の方がおりますんで、11戸分を予算計上をお願いしたいということでもありますけども、再度希望を聞きまして、その範囲内でもって対応したいというふうに思います。野菜の部分でございますけども、これにつきましては隣にひらら市場というのが、港湾のほうのひらら市場の隣を仮設の市場というふうに考えてございまして、野菜につきましては月曜から土曜日までそこを使っただけと。日曜日に関しては、旧来のひらら市場でもって使用するという計画でございます。

たな子の状況はということでございますけども、全員がですね、補償済みです。そういうことで、26人の方がおりましたけども、全員されておまして、その中で精肉、鮮魚が11名、雑貨が1人という形でございます。

次に、市民の台所として今後の建設はということでございますけども、ずっと以前から老朽化していることで建てかえをしてほしいというような要望がございました。その中で、市場通り会、下里通り会です

ね、やはり現在の場所で何とか建てかえをしてほしいというような要望でございます。そういう中で、今回道路事業において補償でもって取り壊すことができますので、今どんなような形にするのか、宮古島市下里公設市場再開発委員会設置条例というのがありますから、それに基づいて委員会を立ち上げて、検討をしたいというふうに思っております。2億4,000万余の費用が入っておりますけれども、そのうちの2億3,000万を現在庁舎建設等基金積立金、これに2億3,000万余入れてございまして、このものを使って、その範囲内でもって市場の建設をしたいという考えでもって一般財源化しないで基金のほうに積み立てるということでございます。

新しい市場の場所と時期先程も申しましたけれども、場所につきましては現在のところ今の場所を検討していると、したいということでございます。時期につきましては、9月議会あたりぐらいから市場検討委員会を立ち上げて、今年度いっぱいでもって検討し、できれば3月議会でもってこの建設基金のほうから建設のほうに振り向けるような予算措置をですね、させていただきたいと、そのように思っております。6カ月程度の建築、建設期間というのはかかるだろうというふうに思っております、仮設市場そのものは1年ぐらいを予定しているということでございます。

(「答弁漏れがありますので……」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩します。

(休憩＝午後2時57分)

再開いたします。

(再開＝午後2時57分)

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

この事業の性格ですが、この事業は内閣府の事業であります。沖縄振興開発の一環として、沖縄県を通じて補助金が交付されております。この事業IT新事業創出体制強化事業と言いますが、先程言いましたように県内においてはこのコールセンター関係の事業がまだまだありますと。そういうことで、これからもこの補助金を利用してですね、各市町村手を挙げてもらいたいということでございます。それに私どもは手を挙げて誘致、そのコールセンターをつくると、そういうことであります。

それから、委託料でございましたが、先程も申し上げましたが、このコールセンターの設計ですね、内部の設計、あるいは管理業務などとして2,407万5,000円ほど、それからネットワークの設計とこの構築費として3,267万8,000円程度を予定しているということでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

精肉、鮮魚の建設場所はということでございますけれども、現在ひらら市場がございましてね。その隣に港湾の敷地がございまして、これは一応緑地広場の予定地でありますけれども、仮設であればそこで建設可能ですよということと港湾課との協議は進んでいまして、そのひらら市場にくっつけるような形で精肉、鮮魚の仮設のプレハブを設置するということでございます。

◎新城啓世君

再質問いたします。

このIT新事業、午前中の質問の中で答えておられましたけども、この改築に1億3,630万かかるんですね。建築間もない城辺庁舎1億3,000万もかけることにつきましては忍びない思いもしますけれども、そんだけかけなくちゃコールセンターができないのか。そして、パソコンが1億6,000万出ていますけれども、コールセンターというのはそういうふうにつくってあげないとやらない補助事業なのかですね。それと、この補助金の性格からしてコールセンターじゃないと使えない金なのか、ほかのIT産業では使えないのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、この市場の件につきまして現在のたな子のお話をちょっと聞きましたけども、もし使える場合、もしではないですね。今度現在位置につくられる場合には家賃の負担にならないような、いわゆる大がかりな建築でなくしてプレハブでもいいから安い家賃で入居できるような設備がいいなというふうな声も聞かれるわけですね。もう一つは、この仮設市場に現在の施設を、設備を移設するわけです。また、1年内にはまたこの仮設市場から新しい市場へ移設というふうなことになるはずなんですけども、聞くとところによれば現在設備を仮設市場へ移してしまうともうこれは補償金は消えてしまうんだと、また仮設市場から新しい市場へ移る余力がもうないんじゃないかというような心配する動きもあるわけですよ。その辺についての市のとらえ方をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

金額がその3億7,000万もなけりゃできないかということです。これは、あくまでも国の補助金がそれだけあるということでございます。それについて私どもが提言といたしますか、プレゼンをしたということでございます。したがって、確かにこの金額というのはマックスでありまして、これよりは下がる可能性はあると思います。

それから、IT新事業創出体制強化事業のこの補助金を別なものに使えないかということでございます。これについては、この条件がですね、既存建物を有効活用し、先進的なIT環境を備えたインキュベーター施設を低廉なコストで整備するということになっておりまして、それ以外の用途には使えないということになっております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

家賃の負担を安くするためには、簡易な建物でいいのではないかとございます。やはり建設委員会という部分が今からこれ立ち上げますけども、その中でどういう形になるか検討する必要があります。ただ、今の補償費の範囲内ですね、やはり建てるということを計画していますから、これ以上の一般財源を入れないというような形ですね、補償費の範囲内でやりたいということでもあります。ただ、今の家賃そのものはですね、本当に30年前の家賃の計算でもってやっている関係上ですね、非常に近隣の家賃と比較しましてですね、大変に安いものになってございます。ただ、今回移転した方々はですね、再入居という形で希望する方にはやる予定をさせていただきますけども、ただ新しい施設をつくった場合どうしても家賃が高くなります。それにつきましては、何カ年かの低減措置についてはですね、検討をしてもよろしいですよということをたな子の皆さんには申し上げてございます。そういうことで今回補償に応じただくということで、補償につきましては移転補償ということでやってございますので、また再入居するときにはやはりそのものができるかどうかは別としまして、やはり個人の努力でもって設置をしてい

ただくということでございます。ただ、現在の精肉、鮮魚の皆さんの機械を見ますと、相当古いものをそのまま使っている状況でございます。そういうことにおいては、更新が必要ではあるだろうというふうに思います。

◎下地秀一君

議案第57号のコールセンターについて、3点ほどお伺いします。すばらしい事業と拝見しておりますが、いろいろちょっと疑問点もありますので、3点ほど質問しますので、よろしくお願いします。

まず、当局が大体設備としては100台ほど置きたいと。100台イコール100名のまずは職員が必要ということで、それ想定して伺いますが、100台という恐らく電話回線になると思いますけども、その回線の利用と申しますか、使用料と申しますか、それについていろいろ問題はないのか。

それともう一点、やはりコールセンター3億という補助金いただいて、そして7,000万という合併特例債を利用して設置するんですけども、設置した後の運営する中で財源的に宮古島市に対するメリットはどのようなことがあるのか。

そしてもう一点、その職員の身分についてはどうなるのか。これは一般的に市民の中では、これ役所職員になるのか、また新しい会社つくってやっぱりこれも役所がかかわっていくのかといういろんな問題点がありますので、それについても職員の身分はどこにどう属していくのか、その3点について伺います。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、最後に質問された職員の身分ですが、これは私どもはあくまでも庁舎を改修してですね、民間に貸し出すと。したがって、民間の身分ということになります。

それから、3億円の補助を投入して宮古へのメリットはどうかというのがありますが、これについては先程言いましたように100台ほどの席をつくりたいと思っていますのでね、これによって雇用が図られると思います。それから、市としてはあいている施設を貸し出すわけですから、幾らかの貸付料と申しますかね、そういう歳入が見込まれるということでもあります。

それから、コールセンターの回線使用料ということですが、これについては当然企業側が負担するということとなりますが、沖縄本島に比べてやっぱり高いというところがあります。沖縄本島の場合は、県がですね、本土までの回線を持っていて、それを企業に無償で貸し出している。そういうところがありまして、沖縄本島の企業はちょっと安いと。それに反して宮古島市、あるいは石垣市からのこの海底ケーブルですね、それに係る部分が割高になると。そのことにつきましては、県と協議した結果、県のほうは何らかの補助金を出してですね、対応したいと、そういう話を今しております。

◎下地秀一君

もう一点ですけども、今度は職員がやはり身分が民間ということで、これはまた城辺庁舎と申しますと今度は駐車場の問題が出てくると思うんですが、100台ということで100名。恐らく8時間交代になると思いますけども、やっぱり100名職員がいると恐らく100台の車が単純に考えてもやはり駐車が必要じゃないかなと思っております。そしてまた、100台なら当然これ時間のギャップがありますから、これまさか一気に100名の職員が交代するとき100台が一瞬にしてやはりかわるということは恐らく厳しいだろうと。つまり帰る方も10分ぐらいはいるだろうし、また次の勤務につく方もやはり10分前には来るだろうし、とい

うことは瞬間的に200台の車に200台の駐車場スペースも必要じゃないかと思っておりますけど、その対策はどうなっているのか。

そしてもう一点、これは民間ということで、役所職員なら当然これ駐車料金は無料、駐車としては無料だろうと。民間となれば当然これ駐車料金を考えなきゃいけないかと思っておりますけど、その点についてもお願いします。

#### ◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この駐車場の問題ですが、私どもは現在の城辺庁舎の駐車場もかなり広いと理解しておりますが、それでも足りないという場合どうするかということになりますが、この場合はですね、ぜひ庁舎の向かいにある改善センターの駐車場もありますので、そういうところですね、ぜひ利用していきたいと、そう考えております。

それからですね、民間の方が来るんだから駐車料取るのはもう当然というふうなことですが、私どもとしては確かに先行した自治体の例も参考にしてですね、何らかの形で使用料といいますか、貸付料を徴収したいと考えております。

#### ◎上里 樹君

では、質疑をいたします。

一般会計の補正予算の3ページなんですが、宮古島市国土利用計画・都市計画マスタープラン等策定委託業務ってありますけども、これの委託先はどちらになるのか、それをお伺いします。

それから、議案のそうですね、58号ですね、伊良部リサイクルセンター建設工事についてですけども、この事業について計画当初の計画と現在とどのように変化してきたか、その経過をお聞きしたいと思います。あと、事業規模についても。それから、その事業の目的をお伺いします。

それと、コールセンターについて、今雇用の問題いろいろ指摘がありましたけども、私も一般質問で指摘したように、コールセンターのやっぱり雇用の実態というのが、大変人間的な働く環境にないというのが、指摘があります。私どもにメールが届いたんですけども、そこで働く40代の女性からなんですよね。これは、県内のコールセンターです。いわゆる正規の正規雇用は、なかなか夢のまた夢という状況があると。すべて非正規雇用、その中で正職員として採用できない、そういう状況にあると。きちんとこの研修を受けて、結局マニュアルを見ずに業務を、電話での受け答えを3分以内に終わるようにやれと。それがクリアされない限り、賃金も上がらない、昇給なしというような状況が県内ではあると思うんです。ですから、40歳過ぎた人が雇用の対象にならない、要するに正規雇用の対象にならないということをおの方が問題にしておりますけども、これでは働いても、最低賃金で働いて長時間労働、午前9時から働いて12時まで、その間に休憩が5分しかないそうです。それから、午後の勤務も同じです。休憩が5分のみと。だから、こういう厳しい労働条件のもとで610円で働いて年金すら納めたくても納められない、そういうメールが寄せられました。ですから、私は行政が企業を誘致して、そこで雇用の確保をする以上はやっぱり企業にもそれなりの社会的責任を負わせるべきだと思うんですね。ですから、そこら辺のことをどのようにお考えになっているのか、そこをお伺いしたいと思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

都市マスタープランの委託先について説明します。指名プロポーザル方式といたしまして、5つのコンサルに企画書を提出させまして、審査して決定しています。会社が玉野総合コンサルタントです。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

リサイクルセンターの当初計画と現在、その経過でありますけれども、まず当初から敷地面積は5,000平米で変更ありません。建物の建築面積480平米、これも当初計画と変更ありません。ただ、現在に規模が縮小されてきたのは、まず当初計画だと缶類、スチール缶、アルミ缶、それから瓶類、生ごみ、木、草類、食用油、これすべて処理計画でありました。それが計画が縮小されまして、ペットボトル、それと白色トレイ、これの圧縮こん包だけに縮小されました。

次に、目的でありますけれども、まず目的としては閉鎖したごみ焼却施設内の焼却炉等に焼却灰、ばいじん等の汚染物が付着、残留している。そのまま施設を放置した場合、老朽化とともに外部にその汚染物が飛散する可能性もあることから、早急に施設を解体、撤去し、汚染物の処理、処分を適正に行う必要があるということであります。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

厳しい労働状況のご説明がありましたけれども、入居する企業の労働条件につきましては企業と労働者間の問題だと考えております。このことにつきましては、労働基準法などの法令に従って、基づいて決められていくものと思います。私どもといたしましては、1日8時間、1週間当たり40時間の労働が基本になるものと考えております。

#### ◎上里 樹君

伊良部リサイクルセンター建設についてなんですけれども、この要するに処理する中身が変わってきたわけですね。それによって縮小された。そこでお伺いしたいんですけれども、その予算規模がどれぐらいになったかということと、それからそうですね、目的として挙げているのが、その焼却炉、焼却施設にある危険物の除去、ダイオキシン類の除去に当たると思うんですけれども、要するに既設炉の撤去ですよね、それを挙げられました。この場合にそうですね、今度つくるストックヤードのようなものだということに、その中にリサイクル施設を併設しないと国の補助金がないと。だから、焼却炉撤去の補助がもらえないというさきの本員に対する説明ありましたけれども、そういうことでこのリサイクルセンターをつくることになっているとも理解しますけれども、規模の縮小をした理由と、それからその焼却炉の撤去、その補助を受けて撤去をやるということ、それを確かに危険物の除去は必要です。早急にやらなきゃいけない仕事だと思いますけれども、全国でもなかなか財政難を理由に多くの自治体が既存の焼却施設を撤去できないでいるんですよ。ですから、宮古島市も変わらず財政難だと思います。それをかんがみて本当に今これだけのお金を投じて今やらなきゃいけないのかどうか、それに対して見解をお伺いします。

それと、IT、いわゆるコールセンターの件ですけれども、確かに民間を導入するわけですから、雇用関係はそこの契約になると思います。けれども、3億というね、国民の血税を投入してやっているわけですよ。IT産業にしてみれば至れり尽くせりの機械を設置してもらって、何もかもおぜん立てしてもらった中に入ってくると。非常に至れり尽くせりの中身になっているんですけれども、じゃ雇用される側はどうなんだと見た場合に、やっぱりこれは今全国でも最低賃金の問題、1,000円を要求しているような状況がありますし、労働条件の改善がこれからの日本の経済の発展にとっても欠かせないと考えますけれども、

そこでやっぱり行政が企業を誘致する以上は、一定程度のそういう雇用関係に、雇用、労働条件については一定の取り決めをきちんとやって人権が本当に確保できるような条件整備が必要だと考えますけども、そのところをどうお考えなのか、お伺いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

もしですね、コールセンター誘致についての予算を通していただければ、もちろんこれから公募をするわけですけども、公募をしたら当然プレゼンテーションを受けて、それによってしっかりと入る企業を決めていきたいと思うので、いい企業を入れたいと思っています。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

事業費についてお答えします。まず、当初計画から縮小された理由ですけども、理由は当初計画を5億ほどで計画しておりました。議員おっしゃるとおり、財政難ですよということで2億1,493万5,000円まで縮小されてきました。その内訳としまして、リサイクルセンターの新設工事費、これが1億388万7,000円。ごみ焼却施設解体工事、これが8,952万3,000円であります。工事費の計で1億9,341万。次に、実施設計費1,249万5,000円であります。事務費として、施工管理委託費798万、一般事務費105万、計で2億1,493万5,000円となります。

また、なぜ早急にこれを実施しなければいけないかということでもありますけれども、循環型社会形成推進交付金、これによりますと、廃焼却炉解体への交付金制度、これは平成14年度の国のダイオキシン類対策の強化によりやむを得ず閉鎖することとなった施設を対象としており、時限措置の可能性が高いということから早急に事業を実施する必要があるということでもあります。

◎上里 樹君

コールセンターについては、ぜひよい企業を誘致するという市長の答弁ありましたから、ぜひそういうしっかりと社会的責任が果たせるような企業を誘致していただきたいと思います。

今度の伊良部リサイクルセンター建設についてですけども、これだけの規模の縮小がされていますよね。した中で、その急ぐ理由がやっぱり国の補助金関連だということになっていますけども、危険物を除去するという作業は急ぐべき課題だと私は理解します。ダイオキシン類やいろんな重金属類もその現場にはあると思いますからそれは理解できるんですけども、その国の補助制度のあり方に私は疑問を感じるんですよ。いわゆる給料を削減しろ、人員削減しろ、財政難だからとにかく健全化計画を出せということを自治体にさせながら、焼却炉の解体、撤去に当たって危険物の、なぜ新たな施設をつくらなければ補助を出さないというのか、私はそこに疑問を感じます。ですから、これは国の施策の矛盾であって、政策のまずさであって、私はむしろ要求として自治体でこの既設の炉の危険性を強調して無条件に補助金を出すようにという声を上げるべきだと考えます。ですから、このことに対する見解をお伺いして質疑を終わります。

◎議長（友利恵一君）

見解は支所長じゃないはずだよ、国に対する見解と言っているよ。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

うん。総合支所長でいいですか。

◎上里 樹君

はい。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

見解を申し上げます。議員ご指摘のとおりですね、国はダイオキシン規制法を強化しました。それによって市町村の焼却炉施設はやむなく閉鎖されたんです。なぜ閉鎖されたかといいますと、まずそのダイオキシンの濃度、これをクリアするだけの修理費、施設の改修費、それやらなければいけなかったんです。それによりますと、莫大な施設の改築費がかかるんです。その炉によりましてはもうそれだけの金をかけるよりは、これは単費ですから、それだけの事業費かけるよりはもう撤去したほうがいいですよと。解体、撤去にも金がかかりますと。それから、新たに炉をつくるにしても、焼却施設をつくるにしても莫大な金がかかるんです、最終処分場までつukらないといけませんから。まず、市町村にはそれだけの事業費の対応はできませんと。これは、議員おっしゃるとおり、国が最後まで面倒見て、じゃその炉の解体だけでもやってくれよと新たに市町村に負担させて新たな施設つくる必要ないんじゃないですかということも、もちろん我々は声を大にして叫びたいところはあります。ただし、もうその事業費そのものが炉の解体だけじゃないでしょう、炉を今まで使っていた施設があるんだからそれを有効利用しなさいよということもありまして、それではストックヤードなり、それからリサイクルセンターなり、これを併設しなさいよということでもありますので、そのように事業を実施していきたいと思えます。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎池間雅昭君

議案第57号、議案第58号についてお伺いします。

この一般会計補正の内容や、あるいは議案第58号を見ますとですね、非常に大事な議案だと思えますね。本当に慎重を期して審議をしなければならない議案だと思えますけども、あえて、もうこれは皆さんある程度答えはあると思えますけども、なぜ9月定例会まで待てなかったのかですね。あえて臨時議会で、それも1日の審議でやろうというふうなことで臨時議会を招集したのかですね、その理由についてまずご説明を願いたいと思っています。

まず、議案第57号の債務負担行為補正についてであります。債務負担行為の追加がありますけれども、宮古島市国土利用計画・都市計画マスタープラン等策定委託業務とありますけれども、その内容についてですね、事業の内容について具体的にご説明をいただきたいというふうに思います。非常に財政が厳しいということですね、当初のほうから委託料は極力削って職員でできるものは職員でやっとう、頑張っとうというふうな方針であったと思えますけども、このような計画等は職員でやっばし無理があるのでしょうか。これも含めてですね、この委託業務の内容と職員ではどうしても無理なのか、無理だということならばどういった部分が職員ではできないのかですね、ご説明を賜りたい。

それとですね、ここは限度額が817万5,000円ですけれども、歳出のほうのね、12ページ、土木費のほうで都市計画総務費がですね、国庫支出金が1,500万円、補正が合計900万円の減になっております。この県支出金の1,500万円の減額の理由ですね。しかし、そのかわり一般財源が600万円増えたわけですね、この委託料としてね。その理由をお聞かせ願いたい。トータルとして都市計画事務委託料が900万円、いわゆる国、県支出金の減によってこれが減っているわけですけども、この理由についてもご説明いただき



たいし、そしてこの債務負担行為と関連があるならばそれとの関連性についてもご説明を願いたいというふうに思っています。

次に、歳出、10ページですけども、多くの議員の皆さん方がですね、いわゆるコールセンターについてお伺いしております。一般的に市民がそのコールセンターとはどういった仕事をするのかなというふうに思っていると思うんですね。私も実際行って具体的にどういった内容の仕事をするのかはわかりませんので、このコールセンターがどういった内容の仕事をするのか、市民にわかりやすいようにご説明を願いたいというふうに思っております。

それとですね、県内に我々より先行して幾つかの市がこのコールセンターを誘致しているわけですけども、県内ですね、先行して誘致をしている各市の状況について把握しておられたらばご説明を願いたい。私が心配するのはですね、新しい城辺庁舎ですね、城辺庁舎を改築していわゆる官民、同じ庁舎内に官と民が入って仕事をするわけですけども、せっかく国から補助金を受けて補助事業をしたんだけど、いわゆる企業誘致ですか、そういったものも市長は頑張りますと、公募して頑張りますとおっしゃっているんですけども、その企業誘致が思うようにいなくて、いわゆる事業効果ですね、それが上げられなければもったいないなというふうな気持ちがあるわけです。ですから、そういったものを含めてやはりこの企業誘致についてはこれから公募するんですよというふうなことではなくて、ある程度の見通しを持ってやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、これについての市長ですね、お考えをお願いしたいというふうに思っております。

それと、賃金の面ですね、賃金の面。いわゆる雇用の職員の定着率が悪いというふうな話も聞いているんですけども、これらについてもですね、対応策は練っておられるのでしょうか。大変危惧するところがありますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第58号についてお伺いをいたします。先程午前中から部長のほうからね、いろいろと資料が提出をされております。法的なことは余りわからないんですけども、まずね、私がお聞きしたいのは、伊志嶺市長も指名選定委員長の下地学副市長もですね、この奥浜組とシンコー建設ですか、これの関係については……大幸だった。

（「大幸」の声あり）

#### ◎池間雅昭君

大幸だな。奥浜組と大幸建設の関係についてはご存じだったと思うんですけども、いかがでしょうか。要するにね、親会社、子会社とこうなるかもしれませんが、登記上別の会社だけでも、親子関係にあるというのは私にご存じだったと思うんですよ。そして、やはりこれを承知の上でJVが組まれてきた際にですね、今市長も副市長も好ましくはない、好ましいことじゃないとおっしゃっているわけですから、本来ならしっかりとそういう指名選定委員会がね、なされているならば組みかえを求めるか、あるいは皆さん方にね、組みかえましようというふうな方法が私はとられてしかるべき案件だと思うんですね。ですから、この点についての市長と指名選定委員長のご見解をお聞きしたい。いわゆる副市長は、この関係をご存じだと思うんです。まさかご存じないとは言わないと思うんですけども、ご承知の上でね、こういうふうなJVを組んだこと自体が私おかしいと思うんですよ、このこと自体が。これは、指名選定委員会で差しかえるべき案件だと思うんですね、JVを。それについてのご見解も賜りたいというふうに思ってお

ります。

それと、あえてお伺いいたしますが、今市長ね、私は部長が提出したものは全部市長から出た資料だというふうには解釈しませんから。この印鑑証明書が今出ました。契約書があります。この印鑑証明書を資料として提出した理由は何ですか。これをお聞きしたい、まず。印鑑証明書、いろいろと資料出ました会社の役員、取締役、あるいは代表取締役ということの証明のために出した資料もございます。私はですね、この印鑑証明をまずなぜ出したのか、請求もされないのになぜ出したのかという理由をまずお聞きしたい。

それと、契約があれば8月2日にされているわけですね。もろもろの資料で見ますと、その取締役の退任は19年の6月25日で登記は8月8日。私の勉強不足かもしれませんが、この効力が発するのはね、登記されて初めて効力を発すると思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。それで、うがった見方をすると、皆さんが仮契約を済ませた後で、これちょっとおかしいんじゃないかというふうなことですね、指導してやったのかなという声も聞かれるわけですから、この点について法的なですね、効力の問題についてきちっと皆さん方のご答弁を願いたいというふうにまた思っております。

次に、再度ですね、公設市場の仮設市場ですか、仮設市場についてお伺いしたいんですけども、その場所についてね、もう一度確認したいと思います。仮設市場どこに建てられるものでしょうか、はっきりとご答弁を願います。お願いします。

#### ◎建設部長（平良富男君）

まず、効力を発するのはですね、退任の日。そして、登記の日というのはですね、対外的に第三者に対して代表を退任したと表明、いわゆる知らしめるのが登記の日だそうです。

それから、印鑑証明の理由はですね、午前中に登記に代表者が2人いると、区別ができないんじゃないかということでしたので、その証明するために印鑑登録、これでもってその会社の代表者をはっきりさせるということで提出しています。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

仮設市場の場所についてお答えをいたします。

仮設市場の場所はですね、ちょうどこの前の道路をおりていったところの3差路、港湾の突き当たりの3差路ですね、そちらにひらら市場という形でプレハブのビニールハウスをやってございます。その隣に駐車場として使っている場所があるんですが、これは市有地でございまして、そこに一時的に仮設市場を建設するというところでございます。

#### ◎副市長（下地 学君）

奥浜組の社長と大幸建設の社長の関係についてはということなんですが、議員ご指摘のとおりよく存じております。ただ、指名する場合には、業者登録をして、そして法人格を持った企業でありますので、しかもその事業規模によってランクがあります。そういうことで、今回の場合には地元のAランクの企業、JVでA群、B群に振り分けて指名しました。ただ、このJVを組む場合に指名委員会がどここの企業と組みなさいということまでは私どもの介入することはできませんけど、入札のときに企業間でこれをやはり協力してやりましょうと相談してやっているのがこれまでの慣例であります。ただ、今回の場合たまたま落札業者が親子関係であるということで、先程申し上げたとおり市民感情からしたら好ましくない。

これは今後ですね、そういうことがないように、現場説明時において指導してまいりたいと考えております。

◎建設部長（平良富男君）

都市計画マスタープランの債務負担行為について説明いたします。

当初はですね、単年度でこの都市計画マスタープランができるんじゃないかということと、それから合併支援交付金というのが単年度でしか使えないということで単年度の計画をいたしました。先程説明しましたように、各コンサルにですね、企画書を提出させましたところですね、やっぱり単年度で難しいという形で2年にしてあります。そして、そのために債務負担行為を設定しているわけです。そして、その中でですね、電子計算事務費のほうに財源振りかえで充当を変更してあります。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

まず初めに、コールセンターとはどういうものかということですが、コールセンターとは一般に電話やコンピューターなどを統合してですね、商品の受注やもろもろの問い合わせなどに対応するという、その施設あるいは企業のことをコールセンターと言っております。

それから、先行した自治体の例でございますが、まずこの事業を最初に導入いたしましたのは沖縄市でございます。次に石川市、現在うるま市です。その後豊見城市と石垣市が同時といいますか、平成18年に行っております。その中で沖縄市の例でございますが、モバイルワークプラザというのをつくっておりますが、この中に私どもが調べたときはコールセンターが1企業350名程度入っていらっしゃるということです。それから、テレワークセンターというのがございまして、ここに2企業、2つの企業が入りまして合計で550名。それと、ITワークセンターというのがございまして、そこに1企業260名ほど入居されているということです。それから、うるま市のほうですが、IT事業支援センターが1企業600名ほど入居されているということです。豊見城市2つの企業が入っております、1つの企業は35名、もう一つの企業は現在のところ34名ですが、年内に94名ほどにしていくことを聞いております。それから、石垣市のほうですが、1企業30名の企業が入居されているのを聞いております。

◎総務部長（宮川耕次君）

議案第58号と第59号でしたか、なぜ臨時議会にかけたかというご質問がありました。まず、臨時議会というのは、定例会でかけていては時期が間に合わない、あるいは支障があるということで臨時議会というのが設定されていまして、その趣旨に沿いましてですね、それぞれの担当部や担当課に庁議等を通して、あるいは文書等を通して呼びかけております。その中で仮設市場の件につきましては、9月中にですね、仮設市場を建てなければ、いわゆる9月定例会を待っていたんでは間に合わないということでした。それから、コールセンターにつきましても、来年4月1日オープンを目指す上で改修とかいろんなものをスケジュールを逆算すると、とても間に合いそうもないということがございました。それから、伊良部リサイクルセンターにつきましても、そのように日程が繰り越し、18年度からの繰り越し事業で、今年度中に解体、それから施設の設置ということで、間に合わさないといけないということで、これも9月を待っていたんではもう間に合いそうもないということでございます。

◎企画政策部長（久貝智子君）

企業の誘致の見通しと職員の定着率についてのお尋ねでございますけれども、今現在ですね、進出したい

という希望を持って問い合わせをしている企業はございます。予算が認められましたら公募する予定でございますけれども、その職員の定着率につきましてもですね、先程市長からも答弁がありましたように企業のプレゼンとかやる予定ですので、できるだけいい企業を選んで契約に持っていきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

ほぼ答弁終わったようですが。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時55分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時57分）

◎建設部長（平良富男君）

先程も説明したんですけど、沖縄県がですね、今区域マスタープラン、沖縄県策定の見直しを行っています。そして、合併市町村を対象にしてですね、20年末で県がその策定を準備していますので、これは合併したときですね、都市計画、例えば伊良部地区が現在都市計画に入っておりません。この全体の見直しをですね、それでやっていくということです。それから、これ環境調査とかですね、いろんな専門的なものが入りまして、職員では対応が厳しいと。それで、現在総合計画については職員でやっていますが、このマスタープランについてはやっぱり専門家のほうじゃないと厳しいということで、コンサルをですね、5カ所、この方式は指名プロポーザル方式で企画書を提出しまして、この企画書をですね、検討委員会を立ち上げてチェックをして決定をしております。

◎池間雅昭君

今の部長の答弁で、これ土木費、12ページの歳出の土木費の都市計画総務費の1,500万円は、これはIT産業、いわゆるコールセンターの部分のあれに入っているということですか。その辺もね、これは減になっているわけですから、せっかく国、県からの補助金が減るということはこれはあれですのでね、その理由もお聞きしているわけですからお願いしますね。

それと、議案第58号についてでありますけれども、副市長ね、私は指名のあり方を聞いているんじゃないんですよ。指名選定委員会の持ち方を聞いているんです。問うているんです。なるほど書類上は別の会社ですね。しかし、これは国も県もですよ、親子で1つのJVで、企業体でやるということはね、多分認めていないはずなんです。皆さんは今業者の皆さん方が話し合ってJV組んでいるとおっしゃいますけれども、実態はそうですか。ということは、親子であってももうJV組んで終わりと。こういうふうに組んできたなら指名選定委員会では、これは組みかえなさいというふうに指導できないんですか。まず1点ね。

それからね、平一小学校のときにA群、B群分けてJV組みましたよね。ところが、後でふさわしくないと、資格を持っていないとか、そういうことで差しかえましたよね。僕はあれが正しいと思うんですよ。何か疑義があった場合には、やはりきちっとね、対応していくのが行政の私はあるべき姿だと思うんですね。そうしますと、副市長も多分建設部長も担当者もね、親子だということを承知していたと思うんです

ね。ここで問われるのは、指名選定委員会のあり方だと私は思うんです。なぜ差しかえができなかったか。立派に平一小では皆さんね、業者に辞退をさせたじゃないですか。JVを組んできて受注したけれども、好ましくないということで7社か8社辞退させたでしょう。こういうのが皆さんね、1つの大きな教訓じゃないですか。今契約した市長みずからが好ましくないとおっしゃっております。好ましくないのはね、変えましょうよ。これについて私はね、市長のご見解をぜひとも賜りたい。親子でJVとか、そういうのを今まで宮古島市ありましたかね。先例ありますか。それで、今までおっしゃっているように、好ましくないということでもありますね。これについての市長再度お伺いしたい。

それとですね、この印鑑証明書を持ってきたのが別の会社だという証明するためだと。これはね、この契約書を見てもわかるんですよ、あえてこれを出さなくとも。普通の場合には実印を押すと私は理解しています。だから、あえてこの印鑑証明書を出さなくともね、これが本当の実印であるならば一目瞭然違いますよ、この印鑑は。契約書の印鑑でも奥浜組の印鑑と大幸建設の印鑑と違うわけですから、今部長が説明したような理由は僕は当たらないと思うんです。会社が別ということを証明したとかね、だれが社長か証明したというんだけど、この印鑑の違いはそういうことだったらこの契約書の印鑑で十分なんです、部長の説明の理由ならば。おかしいじゃないですか。そして、その前に聞きますけれども、この契約書の印鑑と皆さんが提出した、市長が提出したその印鑑証明書の印鑑は明らかに違っています。皆さんは、こういった工事請負契約書に対して認め印でも契約をするんですか、お聞きしたい。工事請負契約書に皆さんは、認め印でも結構ですというふうなことを認めるんですか。

(議員の声あり)

#### ◎池間雅昭君

いや、印鑑証明書はこれが実印でしょう。これが実印で明らかに違っているけど、これは認め印ということになるんじゃないですか。これでもいいならば皆さんはこれまでも慣例としてやってきたと思うんですけどね、これも許せるのかどうか、これはね、きちっとお答えを願いたいというふうに思っております。僕ははっきり言いますと、これ印鑑証明書を出したのはほかに意図があったということですよ。印鑑の違いで代表者が違うということをね、証明するのはこれで足りるんです、違っているわけだから、ちゃんと。だから、皆さんの説明は全く理解できない。それを申し添えたいというふうに今思っております。

次に、この登録の問題ですね。役員の登録の問題であります。民法の契約においては、多分登録がなければね、第三者から無効を言われた場合には、善意の第三者から、この契約は無効になる可能性が高いと思います。いわゆる契約という、しかも公共工事の契約ですからね、これは対外的に承認されていなければならない契約なんです。意味はおわかりですね。そうしますと、登録されているかいないかによって対外的第三者には効力を発するわけですから、部長がおっしゃっているように。8月2日の段階では登録されていないから、退任したかどうかというのは登記されていないから、登記をもって善意の第三者が対外的に効力を発するわけですから、これは8月2日段階ではこれ無効だということになるんじゃないですか。違います。これは、部長の説明どおりですよ。対外的に効力を発するのは登記からです。社内的にはいいですよ。しかし、これは対外的な公印文書なんです。8月2日の段階では登記されていないのに、この契約書はじゃ無効ということになるんじゃないですか。これは、対外的公文書ですよ。奥浜組の内部的な資料じゃないです。これについてのご見解賜りたい。

◎市長（伊志嶺 亮君）

指名選定のあり方については、指名選定委員会はルールにのっとって指名を行っていると考えております。ただ、今回はJVが結局親子であったということで市民感情として好ましくないという答弁はさきにしましたけども、指名選定委員長もそのことを踏まえてこれからは市民感情も考慮していくと申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎池間雅昭君

よろしくお願ひしたって済まない問題だから聞いているんですよ、市長。

◎建設部長（平良富男君）

印鑑登録を出したことはですね、代表取締役が2人いると、この登録のものでですね。それで、例えば奥浜組と大幸建設がわからないと、2人いるから。それで、だからはっきりした証明するためには、印鑑証明が添付されておりましたので、それを提出することによってその区別ができるということで提出してあります。

それから、平一小学校との違いはですね、平一小学校の場合は資格者、書類提出するときにですね、資格者の書類を提出します。そういうときに多分管と電気ガスと思うんですけど、その資格者がいないので、業者がですね、取り下げをしました。それで、あきますので、それを補充しております。それから、今回のですね、リサイクルセンターは建築の部分ですので、建築の資格者がですね、特に伊良部関係の場合は少なかったという形でありますので、それを入れたということになります。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

契約書の印鑑の件についてお答えいたします。

まず、登録印と契約印が違っていても困るんじゃないかという、契約印が違うことについてであります。これ法務局に問い合わせたところ、登録印と契約印が違っていても、当事者間の合意があれば問題はないとの答えであります。

◎池間雅昭君

契約印と実印が違っていいと。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

はい。

それと、官公庁の契約関係の法律によりますと、印鑑には実印と認め印があると。後日の証拠のことを考慮して重要行為には事実上実印の押捺が要求されているが、一般的には法律上有効な押印も認め印で足りる。したがって、契約書に押捺する印章も認め印で差し支えないということもあります。

次に、契約実務提要であります。これの質疑応答編でありますけれども、契約書に使用する社印としての代表者の私印ということで、法人契約の締結において契約書、領収書等を押印する印鑑は代表者の私印でよいかという質問であります。これに説例の行為が法人の代表機関としての行為であることの表示をして署名または記名、捺印がなされていれば、法人との間に契約が有効に締結されたと言える。すなわち当該契約書等に押される印は、代表者の職員でなければならないものではないのであるということです。

あと1つ質問がありますけれども、あと1つの説例でありますけれども、法人と契約を締結する場合、関係書類に使用する印鑑ということがありまして、契約の相手方が法人である場合、契約書、請求書、領

収書等に押印する印鑑は必ずしも法人格をあらわす登録されている印鑑を使用しなくても差し支えないかということですが、契約書に押印するのはその契約書が作成者みずからの意思によるものであることを明かし、作成者の責任を明らかにするためのものであり、元来司法上は作成者が自己の氏名を自署するものをもって足りる。印を押すことは法律上要求をされない場合が多いが、慣習上署名にかえて記名し、押印することが一般化されている。したがって、印の形式にこだわる必要はないが、法人を代表する者が法人の契約に際し自己の認印のみを使用した場合は、それが法人を代表する意思で押印されたものか、個人の立場で押印したものか疑義を生じる余地があり、このような疑義を生じさせないためには法人格をあらわす印をもって押印するようにするべきであるということでもあります。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりましたね。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時15分）

再開いたします。

（再開＝午後4時16分）

◎建設部長（平良富男君）

今の契約の件ですけど、まず1つは宮古島市建設工事入札参加資格審査、それに提出してありますので、それ踏まえまして指名をしてあります。そして、現在仮契約という段階になっていますので、その法には触れないと思っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時17分）

再開いたします。

（再開＝午後4時18分）

◎建設部長（平良富男君）

先程も説明しましたが、2つの会社は法人として人格を認められていますので、契約は成立します。

◎議長（友利恵一君）

答弁済んでおりますが。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時19分）

再開します。

（再開＝午後4時21分）

◎建設部長（平良富男君）

法務局に確認したところですね、効力を発するのは退任の日。それで、平成19年6月25日に退任しております。そして、登記というのは第三者に対して退任したと表明、いわゆる知らせるのが登記の日だそうです。

（「議長ね、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時22分）

再開いたします。

（再開＝午後4時34分）

◎建設部長（平良富男君）

まず、指名された会社は法人ですよ。個人ではなく、法人組織です。それで、先程言っているように会社と契約をしていますので、その会社法人の資格両方、別々の資格持っていますから、契約は成立すると思います。

◎議長（友利恵一君）

答弁済んだことになっておりますが。

（「もう一回だけ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、3回だけど。

（議員の声あり）

◎池間健榮君

黙ってください。長いことかかりましたので、私もちょっと話さないといけませんので、質疑をさせていただきます。

今の議案第58号、第58号なんですけども、昼休みにうちのそうごうも確認をしてみました。部長おっしゃるように、昔商法、現在会社法になっていますけれども、別々の法人格を有している。したがって、その法人格を有していますから、その代表者は当然その会社の運営でありますから、株式であれば当然株主でなくても代表者にはなれると、そういう法律だと認識をしております。したがって、法的には問題はないと私も思います。ただ、先程から繰り返していますように、俗に言う一般的に社会通念上という観点から申しますと、本市においては条例で定められているわけですね。

ここで2点ほどお伺いしたいんですけれども、このJV、いわゆる共同企業体の工事をなぜ共同企業体なのか、この目的をですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

そしてですね、条例では当然指名を受けたA群、B群の皆さんは、それなりに条例に基づいてですね、審査を受けると思うんですよ。その点についてもお尋ねをしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

まず、JVはですね、やっぱり特殊な工事であるということと、多くの会社がですね、協力して確実な工事を完成させるという意味でJVを発注をしております。特にこれまで宮古島市としましては、9,000万



以上を目安にしてJ Vを発注しております。

(議員の声あり)

◎建設部長(平良富男君)

一応指名委員会としましてはですね、J Vで指名終わってですね、あとは担当課のほうでその辺の業者に対する指示、指導について、その文書については発送しておりますので、そこは担当課のほうでもし答弁できたらさせたいと思います。

◎池間健榮君

部長のおっしゃるとおりだと。そのように条例にもうたわれております。したがってですね、条例によりますと、いわゆる共同企業体、J Vを組んで26日間内ですね、提出をしてその資格審査を受けると。そして、ここで言う不履行ということがありますのでね、やはりJ V、ここが問題だと私は理解します。別に親子だから問題じゃなくて、この2つの会社の取締役も全部同じ人ですよ。この会社が万一の場合になったらこの会社も万一は当然であります。したがって、こういった不適切な企業体は、当然条例にうたわれているように審査委員会、契約担当者がこれを組みかえさせるということだと条例では我々は理解をしているんですよ。したがって、審査委員会の目的というのは当然重要になってくるし、そして契約担当者である方たちもやはりこの特殊な工事である億を超えるというこういった工事においては、当然しっかりとした会社の調査ですね、こういったことも私は今後しっかりと条例に基づいてですね、やっていただきたい。現在もうこれ市長謝罪しておりますので、あえてどうのこうのじゃないんですけども、3回も書類不備で契約書を持ってくると。そこには契約保証金ない。しかし、これは平成5年に当時通達事項の中でですね、談合防止のためにいわゆる連帯保証人制度が廃止をされながらいわゆる契約保証金を納付しなさいという制度になっていますのでね、またこれを知らなかったでは、今百条委員会も設置されながら非常に今合併しての事務不手際がありますので、もう事務ミスでは済まされないんですよ。うちの議長も謝っていますけども、市長の病気がうつったかなと、言葉適切じゃないですけども。そんな市長も議長も副市長も議場で謝っていますとですね、市民が当然納得しませんので、私はこのことを指摘してですね、しっかりと次の契約時においてはこういうことがないようにですね、お願いをして質疑を終わります。

◎議長(友利恵一君)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております3件のうち報告案件を除く2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第57号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第58号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約についてに対する討論の発言を許します。

◎新城啓世君

私は、このリサイクルセンター建設工事請負契約、不本意でありますけれども、反対の立場から討論します。

公共事業の市民生活に対する波及というのは大きいものがありますけれども、これまでの質疑の中での当局の答弁、市長及び副市長が結果とはいえ好ましくないという、提案者の議案に対する好ましくないという表現を聞いた場合、好ましくない議案に対して賛成するわけにはいきません。よって、私はこの議案には反対せざるを得ません。

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時48分）

（上里 樹君、退席）

◎議長（友利恵一君）

再開いたします。

（再開＝午後4時51分）

これより議案第58号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（友利恵一君）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

(上里 樹君、着席)

◎議長（友利恵一君）

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議はこれを全部終了いたしました。

よって、平成19年第6回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(閉会=午後4時52分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年8月10日

宮古島市議会

議 長 友 利 恵 一

議 員 佐久本 洋 介

” 豊見山 恵 栄